

社会福祉法人 真愛

でい・さろん泉

地域密着型通所介護・第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人真愛 でい・さろん泉（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において 排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 でい・さろん泉
- (2) 所在地 横浜市栄区飯島町1516-5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤1名）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- (2) 生活相談員 2名以上（常勤1名）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及

び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書（以下、地域密着型通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。

（3） 機能訓練指導員 1名以上（常勤1名）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

（4） 介護職員 3名以上（常勤1名以上、非常勤2名以上）

介護職員は、地域密着型通所介護等の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1） 営業日 : 月曜日から金曜日までとし、祝日も営業する。

ただし、12月29日から1月3日を除く。

（2） 営業時間 : 8:30～17:30

（3） サービス提供時間: 10:00～15:10

（地域密着型通所介護等の利用定員）

第6条 地域密着型通所介護等の利用定員は地域密着型通所介護と第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を合計して次のとおりとする。

10名

（地域密着型通所介護等の内容及び提供方法）

第7条 地域密着型通所介護等の内容は、次の通りとする。

- （1） 日常生活上の世話及び支援
- （2） 食事の提供
- （3） 入浴
- （4） 機能訓練
- （5） レクリエーション
- （6） 健康チェック
- （7） 送迎
- （8） 相談

（地域密着型通所介護等の利用料その他の費用の額）

第8条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。別途交通費の徴収はしない。

2 利用者の希望によるその他の費用

- （1） 昼食代 900円（おやつ代80円を含む）
- （2） おむつ代 140円（ご持参がない場合）
- （3） 教養娯楽費 実費
- （4） 当日キャンセルの連絡があった場合は昼食代相当額

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、栄区、戸塚区とする。ただし、戸塚区は下倉田町のみとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

- （1）体調によっては入浴、機能訓練などを中止していただく場合があること
- （2）利用をキャンセルする場合には、前日までに連絡していただくこと

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

（虐待の防止）

- 第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - （2）事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の禁止）

第 14 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（感染症対策に関する事項）

第 15 条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるよう努める。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定に関する事項）

第 16 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める。

（暴言・暴力・ハラスメント対策に関する事項）

第 17 条 事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組むものとする。

（１）事業所内において行われる性的言動および優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。尚対象は、当該事業所職員、利用者及びご家族、関連事業者等とする。

・身体的力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為

・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

（２）ハラスメント事案が発生した場合、ハラスメント規定などを基に対応し、会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討する。

- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施する。また、現場でのハラスメント発生状況の把握に務める。
- (4) ハラスメントと判断された場合は、行為者に対し、関係機関への連絡・相談・環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずる。

(苦情に対する対応方針)

第 18 条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自ら提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受け入れた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(地域との連携)

第 19 条 事業所は、横浜市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領に基づき利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、運営する。

- 2 運営推進会議はおおむね 6 カ月に 1 回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言などを聴く機会とする。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 6 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人真愛と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2024 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2026 年 9 月 14 日改定、2026 年 6 月 1 日から施行する。